

# 日本臨床宗教師会ニュースレター

## 第4号

### 副会長（倫理委員会委員長）挨拶

私は2003年から2009年までの6年間、岡山大学医歯学総合研究科社会環境生命科学専攻博士課程に在籍して、主に生命倫理と医療倫理について学ぶ機会を持った。その時、医療倫理の基幹をなす「ヒポクラテスの誓い」や、その現代版ともいえる「WMA (World Medical Association)ジュネーブ宣言」(1948)、ナチスドイツの人体実験への反省に基づく「ニュルンベルク綱領」

(1947)、医師の一般的義務綱領「医の倫理の国際綱領」(1949)、ヒトを対象とする医学研究の倫理的原則「ヘルシンキ宣言」(1964)、患者の権利に関する「リスボン宣言」(1981)など、現代の医療倫理に直結する倫理綱領や規定の制定過程とその内容を学んだ。

そこでは、人類への奉仕への献身、恩師への感謝と尊敬、自己の良心と尊厳に基づく専門職者としての自覚、患者の健康を第一とすること、患者の秘密の厳守、同僚への同胞愛、いかなる差別もしないことなどが格調高く宣言され、戒められている。一般社団法人日本臨床宗教師会の諸倫理規定（臨床宗教師倫理綱領・倫理規約、倫理委員会細則）も、基本的にこれらの医療倫理規定の延長線上にあるので、ぜひ一度ヒポクラテス誓詞から始まるこれらの医療倫理規定を読んでいただきたい。と同時にまた、関連する日本スピリチュアルケア学会倫理規程、一般社団法人一般臨床心理士会倫理綱領、公益社団法人日本精神科病院協会倫理綱領なども読んでおいてほしい。

臨床宗教師は、宗教者としての倫理、所属する宗教教団の倫理を踏まえつつ、臨床宗教師としての独自の倫理綱領や規約に基づいて行動しなければならない。臨床宗教師の活動と指針とチェック機能は、2016年に制定された倫理綱領と倫理規約であり、組織としては倫理委員会となる。

だが、仮に常に倫理綱領や規約を念頭に置きながら活動していても、現実には流動する複数の視線や思いや制度の中でリアルかつデリケートに進行しているので、「現場」は悩ましい問題や瞬時に判断し行動しなければならない待ったなしの切迫した状況を含んでいる。そのような中で、自分自身の活動やありように揺らぎや迷いが生じないはずはない。深くその領域に関わればかかわるほど切実な悩ましきは付きまとうだろう。だからこそ、普段から倫理綱領や規約を常に振り返る必要があるし、会員相互で安心して議論できる場と機会が必要である。

「ケア」という人間関係の領域は単純ではない。だからこそ、そこに、強い志（仏教的に言えば発菩提心）と倫理意識（仏教的に言えば慈悲心と戒律）が必要となる。ケア場面ではもちろんのこと、会員同士の関わり方においても、倫理的な配慮は欠かせない。

各地で倫理講習を開催し、また、各地の臨床宗教師会で倫理委員会を結成してもらっているのも、現場の具体事例に悩みながらよりよきケアのありようを模索している臨床宗教師たちの相互の深め合いを実現してもらい、初期の志を貫徹していただきたいからである。

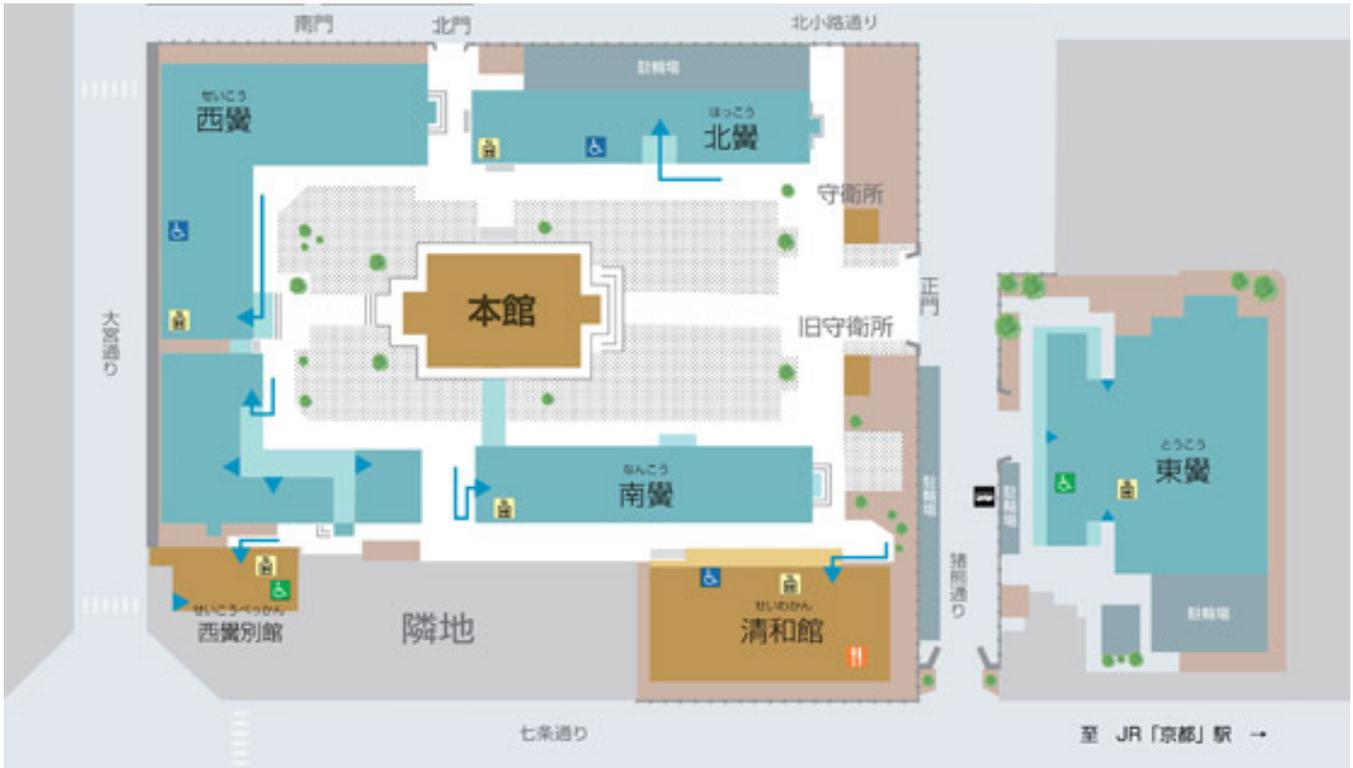
2018年11月  
日本臨床宗教師会 副会長・倫理委員会委員長  
鎌田 東二  
(上智大学グリーンケア研究所副所長)



副会長挨拶	p.1
第4回FU研修	p.2
会員総会開催	p.2
資格更新について	p.4
資格申請内容変更届について	p.4



龍谷大学大宮学舎構内図



アクセス

JR東海道本線・近鉄京都線  
 「京都」駅下車  
 北西へ徒歩約10分（市バス  
 約3分）

日本臨床宗教師会第4回フォローアップ研修 大会事務局  
 〒600-8268 京都市下京区七条通大宮東入大工町125-1  
 TEL: 075-343-3311 FAX: 075-343-4302  
 Email: sicj.2019fu4@gmail.com  
 URL: <http://sicj.or.jp/>

## 資格更新について

「認定臨床宗教師」資格は5年後に資格更新をするという制度になっています。更新の条件は、以下のように「資格制度細則」第9条、第10条に明記されています。

### (資格の更新)

第9条 本細則の第5条及び第7条で定められた資格は、5年毎に更新することができる。付与する条件として、以下のすべての書類を提出しなければならない。なお、詳細は別表に記す

(1) 日本臨床宗教師会認定の倫理講習会の受講証明書：2単位。

(2) 日本臨床宗教師会認定の継続研修受講修了証：継続フォローアップ研修参加3回、会話記録検討3回、活動記録検討3回。

(3) スピリチュアルケアに関する研究会の参加証明書：3単位。

### (資格更新の費用)

第10条 本細則の第9条で定められた資格の更新を受ける際、申請者は資格更新審査費として2万円を納入する。

特に、上記第9条(2)のうちの「活動記録検討会」については、発表者が少ないようです。各地の臨床宗教師会では、5年間の発表者数を想定してフォローアップ研修を開催しています。更新時期の直前になって慌てて枠を増やそうとしても、枠が作れないというおそれもあります。あまり肩肘張らずに、スライドを作らなくてもいいので、少し長めの自己紹介のようなつもりで、積極的に発表するように心がけてください。

資格更新の条件について、詳しくは本会HPからダウンロードできますので、よくお読みください。

## 資格申請内容変更届について

住所・連絡先・氏名、身元保証人、所属臨床宗教師会、所属教団、寺社教会などに変更が生じたときは、所定の資格申請時期に変更手続きをしてください(平成30年度は7月と12月、平成31年度も同様の予定)。なお、下記1)住所・連絡先・氏名の変更については、随時受け付けます。

### 1) 住所・連絡先・氏名の変更

会員としての手続きだけで構いませんが、変更した住所・連絡先をFAX、メールもしくは郵送で、事務局までお知らせください。なお、氏名を変更した場合は、変更前後の氏名が分かる書類(住民票などの複写でも可)を添付してください。

### 2) 身元保証人の変更

新しい身元保証人が記載した、書式「SICJ資格02 身元保証人確認書」を郵送で事務局に提出してください。

### 3) 所属臨床宗教師会の変更

新しく所属する臨床宗教師会の代表者が記載した、書式「SICJ資格04 各地臨床宗教師会推薦人確認書」を郵送で事務局に提出してください。

### 4) 所属教団の変更

新しい身元保証人が記載した書式「SICJ資格02 身元保証人確認書」と、新しく所属する臨床宗教師会の代表者が記載した書式「SICJ資格04 各地臨床宗教師会推薦人確認書」を郵送で事務局に提出してください。

### 5) 所属する寺社教会の変更

身元保証人、所属臨床宗教師会、所属教団に変更がある場合は、上記2) 3) 4) で指定した書類を提出してください。これらに変更がない場合は、1)と同様です。

上記の2) 3) 4) については、書式「SICJ資格09 申請内容変」を付して事務局まで郵送してください。所定の書式は、本会HPからダウンロードできます。

日本臨床宗教師会事務局 (郵送先)

〒980-8576

仙台市青葉区川内27-1  
東北大学大学院文学研究科  
実践宗教学寄附講座内

FAX: 022-795-3831

Email: sicj@g-mail.tohoku-university.jp

URL: http://sicj.or.jp